

○長崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

令和5年10月6日

条例第61号

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第111条第1項から第3項までの規定に基づき、本市における介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号。以下「省令」という。）の定めるところによる。

(介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準)

第3条 次条から第7条までに定めるもののほか、法第111条第1項から第3項までの規定により条例で定める介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準は、省令に定める基準（省令第45条第1項及び第2項に規定する基準を除き、省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

2 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省令第5条第2項第10号	身体	ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体
省令第45条第3項	前項第4号及び第5号	長崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（令和5年長崎市条例第61号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号
省令第45条第4項	前3項	前項及び条例第7条
省令附則第11条	及び第45条第2項第5号ロ	の規定及び条例第7条第2項第2号イ

(暴力団員等の排除)

第4条 介護医療院の開設者（その者が法人であるときは、その役員）及び管理者は、長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）であつてはならない。

2 介護医療院は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等

を利することのないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、ユニット型介護医療院について準用する。

(身体的拘束等の報告)

第5条 省令第16条第5項の場合においては、市長に対し、速やかに同項に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。

2 前項の規定は、ユニット型介護医療院について準用する。

(記録の保存)

第6条 省令第42条第2項の規定によるほか、介護医療院は、施設介護サービス費の支払を受けた日から5年間、当該施設介護サービス費の受給に係る従業者の勤務の体制に関する記録並びに同項第1号及び第3号に掲げる記録を保存しなければならない。

2 前項の規定は、ユニット型介護医療院について準用する。

(施設)

第7条 ユニット型介護医療院は、法に定めるもののほか、次に掲げる施設を有しなければならない。

- (1) ユニット
- (2) 浴室
- (3) サービス・ステーション
- (4) 調理室
- (5) 洗濯室又は洗濯場
- (6) 汚物処理室

2 前項各号に掲げる施設の基準は、法に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) ユニット

ア 共同生活室

(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。

イ 洗面設備

(ア) 療養室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

ウ 便所

(ア) 療養室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。

(2) 浴室

ア 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

イ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けると。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。